

北海道釧路方面公安委員会告示第35号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道釧路方面公安委員会委員長 小 西 保 男

路 線 名	区 域
一般国道38号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道44号	
一般国道236号	
一般国道240号	
一般国道241号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道272号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道334号	
一般国道335号	
一般国道336号	
一般国道391号	
一般国道392号	
道道 根室中標津線	
道道 根室半島線	
道道 津別陸別線	
道道 釧路鶴居弟子屈線	
道道 清水大樹線	
道道 豊頃糠内芽室線	
道道 帯広新得線	
道道 網走川湯線	
道道 静内中札内線	
道道 音更新得線	
道道 北見白糠線	
道道 幕別帯広芽室線	
道道 八千代帯広線	
道道 更別幕別線	
道道 上士幌土幌音更線	
道道 勇足本別停車場線	
道道 養老牛計根別停車場線	
道道 芽室東4条帯広線	
道道 川北中標津線	
道道 静内浦河線	

改正文（平成21年北海道釧路方面公安委員会告示第19号）抄
平成21年6月1日から施行する。

改正文（平成26年北海道釧路方面公安委員会告示第71号）抄
平成27年6月1日から施行する。